

山梨県公報

第二千百十四号

平成二十三年

二月二十四日

木曜日

目次

告示

県営土地改良事業計画の決定……………一〇九

公告

国土調査の成果の認証……………一〇九

人事委員会

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一〇九

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一一〇

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………一一〇

平成二十三年四月一日における号給の調整に関する規則……………一一〇

平成二十三年度山梨県職員等採用試験の実施……………一一二

告示

山梨県告示第五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(鵜沢地区農地環境整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十三年二月二十四日

山梨県知事 横内 正 明

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年二月二十四日から同年三月二十四日まで

三 縦覧場所

富士川町役場

四 異議申立期間

平成二十三年三月二十五日から同年四月八日まで

公告

● 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十三年二月二十四日

山梨県知事 横内 正 明

一 調査を行った者の名称

山梨市

二 調査を行った時期

山梨市 平成二十一年十一月十六日から平成二十二年三月十七日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

山梨市牧丘町西保中の一部

五 認証年月日

平成二十三年二月十四日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第一号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年二月二十四日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の二第四項を削る。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年二月二十四日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二第四項を削る。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年二月二十四日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の八十一以上百分の百三十以下」を「百分の八十三・五以上百分の百三十五以下」に、「百分の百七以上百分の百七十以下」を「百分の百九・五以上百分の百七十五以下」に改め、同項第二号中「百分の七十一・五以上百分の八十一未滿」を「百分の七十四以上百分の八十三・五未滿」に、「百分の九十四・五以上百分の百七未滿」を「百分の九十七以上百分の百九・五未滿」に改め、同項第三号中「百分の六十二」を「百分の六十四・五」に、「百分の八十二」を「百分の八十四・五」に改め、同項第四号中「百分の六十二未滿」を「百分の六十四・五未滿」に、「百分の八十二未滿」を「百分の八十四・五未滿」に改める。

第十三条の二第一項第一号中「百分の三十超」を「百分の三十一・五超」に、「百分の四十超」を「百分の四十二・五超」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の三十二・五」に、「百分の四十」を「百分の四十二・五」に改め、同項第三号中「百分の三十二未滿」を「百分の三十二・五未滿」に、「百分の四十未滿」を「百分の四十二・五未滿」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第四号

平成二十三年四月一日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成二十三年二月二十四日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

平成二十三年四月一日における号給の調整に関する規則

（調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員）

第一条 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十二年山梨県条例第四十号。次条において「改正職員給与条例」という。）附則第二項、山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十二年山梨県条例第四十一号。次条において「改正学校職員給与条例」という。）附則第二項及び山梨県警察職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十二年山梨県条例第四十二号。次条において「改正警察職員給与条例」という。）附則第二項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十二年一月一日（以下「調整対象昇給日」という。）における山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号。以下「職員給与条例」という。）第八条の五第一項、山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号。以下「学校職員給与条例」という。）第八条第一項又は山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号。以下「警察職員給与条例」という。）第八条の四第一項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（調整対象昇給日から平成二十三年四月一日（以下「調整日」という。）までの期間（以下「特定期間」という。）に給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号。以下「職員給与規則」という。）別表第七又は山梨県学校職員給与規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号。以下「学校職員給与規則」という。）別表第三に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員を除く。）

二 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が職員給与規則第二十三条の五第六項、学校職員給与規則第二十条の五第六項又は山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第九号。以下「警察職員給与規則」という。）第十九条の四第六項の規定による昇給の号給数（以下この号において「期間

割昇給号給数」という。)である職員であつて、当該期間割昇給号給数と、山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第三号。以下「改正職員給与規則」という。)附則第八項、山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第四号。以下「改正学校職員給与規則」という。)附則第六項又は山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第五号。以下「改正警察職員給与規則」という。)附則第八項の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号給数とが等しくなるもの(次号及び次条第四号イにおいて「期間割非抑制職員」という。)(特定期間に給料表異動等をした職員を除く。)

三 特定期間に給料表異動等をした職員であつて、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等(当該給料表異動等が二以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。次条第四号イ及びロにおいて同じ。)があつたものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの

四 前各号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

第二条 改正職員給与条例附則第二項、改正学校職員給与条例附則第二項及び改正警察職員給与条例附則第二項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、調整対象昇給日に職員給与条例第八條の五第一項、学校職員給与条例第八條第一項又は警察職員給与条例第八條の四第一項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

一 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となつた者であつて、改正職員給与規則附則第五項、改正学校職員給与規則附則第三項又は改正警察職員給与規則附則第五項の規定により号給を決定されたものうち、それぞれ同項に規定する採用日からそれぞれ同項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十一年十一月一日(それぞれ同項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日)前となるもの(新たに職員となつた日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。)

二 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き職員給与規則第二十条第一号から第三号まで及び第五号、学校職員給与規則第十八条第一号から第三号まで及び第五号又は警察職員給与規則第十八条第一号、第二号及び第四号に掲げる者になつた職員であつて、特定期間に当該者から人事交流等により引き続き職員となつた者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続き職員となつた

日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。)

三 調整対象昇給日において、職員給与条例第八條の五第三項、学校職員給与条例第八條第三項又は警察職員給与条例第八條の四第三項の規定の適用を受ける職員であつて、それぞれ同日において適用された職員給与規則別表第八、学校職員給与規則別表第四又は警察職員給与規則別表第六に定める昇給区分がDであつたもの(特定期間に給料表異動等をした職員を除く。)

四 特定期間に給料表異動等をした職員であつて、次に掲げるもの

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となつた者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となつた者であつて、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの(次号に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。)

ロ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となつた者(人事交流等により新たに職員となつた者を除く。)であつて、新たに職員となつた日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、改正職員給与規則附則第五項、改正学校職員給与規則附則第三項又は改正警察職員給与規則附則第五項の規定により号給を決定されたものうち、それぞれ同項に規定する採用日からそれぞれ同項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十一年十一月一日(それぞれ同項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日)前となるもの

五 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第一号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかつた期間、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百号)第二条の規定により育児休業をしていた期間又は地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある職員であつて、平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つたものうち、人事委員会の定める職員

六 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
(山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。
附則第五項中「さかのぼった」を「遡った」に改め、「平成二十二年一月一日まで」の下に、「(平成二十三年四月一日以後に新たに職員となった者にあつては、平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで)」を加える。
(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 3 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
附則第三項中「さかのぼった」を「遡った」に改め、「平成二十二年一月一日まで」の下に、「(平成二十三年四月一日以後に新たに職員となった者にあつては、平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで)」を加える。
(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 4 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
附則第五項中「さかのぼった」を「遡った」に改め、「平成二十二年一月一日まで」の下に、「(平成二十三年四月一日以後に新たに職員となった者にあつては、平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで)」を加える。

● 平成二十三年度山梨県職員等採用試験の実施

平成二十三年度山梨県職員等採用試験を次のとおり実施する。

平成二十三年二月二十四日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

平成23年度山梨県職員等採用試験実施予定

試験の区分		試験案内・申込書 配布開始日	受付期間	第1次試験日	最終合格 発表日
職員採用上級試験		5月13日(金)	5月13日(金) ～5月27日(金)	6月26日(日)	9月2日(金)
職員採用初級試験		7月8日(金)	8月5日(金) ～8月26日(金)	9月25日(日)	11月11日(金)
資格免許職職員採用試験					
小中学校事務職員採用試験					
民間企業等職務経験者職員 採用試験		5月13日(金)	5月13日(金) ～5月20日(金)	6月26日(日)	9月2日(金)
身体障害者対象職員選考試験		7月8日(金)	8月5日(金) ～8月26日(金)	9月18日(日)	11月11日(金)
警察官採用試験A	第1回	3月23日(水)	3月23日(水) ～4月22日(金)	5月8日(日)	7月22日(金)
	第2回	7月8日(金)	7月20日(水) ～8月19日(金)	9月18日(日)	12月2日(金)
警察官採用試験B					

※ 試験区分によっては試験を実施しない場合があるので、県のホームページ及び各試験の試験案内で確認すること。

※ 試験区分により受験資格が異なるので、詳細は各試験の試験案内で確認すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番